

令和2年	与論町農業委員会 会議録 第6号						
召集年月日	令和2年6月19日(金) 午前 9時00分～10時00分						
召集場所	与論町役場1階多目的ホール						
開会及び 閉会時間	開会	午前	9時00分	議長	原田 新一郎		
	閉会	午前	10時00分	代理			
出席及び 欠席委員 凡例 出席○ 欠席× 公務欠○	議席番号	氏名		出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	原田 新一郎		○	6	白尾 憲雄	○
	2	白石 茂一		○	7	長尾 さとみ	○
	3	山本 池富		○	8	遠山 和歌子	○
	4	内野 豊信		×	9	山下 みどり	○
	5	保喜 久男		○			
会議録署名委員	9番	山下 みどり		2番	白石 茂一		
職務上の 議場出席者	局長	久野 泰司		補佐	主事		山野貴之
要請による 議場出席者							
議 事 項 目	議案第14号	農地法第3条の規定による許可申請に関する件(8)					
	議案第15号	あっせん申出に関する件(2件)					
	議案第16号	農用地利用計画変更に伴う意見決定に関する件(5件)					
	議案第17号	農地法第4条の規定による許可申請に関する件(1件)					
	議案第18号	農地法第5条の規定による許可申請に関する件(1件)					
	議案第19号	非農地証明に関する件(1件)					
	議案第 号						
	議案第 号						
	議案第 号						
その他の 項目							

議長	ただ今から令和2年6月19日定例総会を開会いたします。
	出席委員は9名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立して
	おります。4番の内野委員は欠席です。
	それでは、与論町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署
	名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。
	意義無し
議長	それでは議事録署名員を9番の山下委員と2番の白石委員にお願いします。
	なお、本日の会議書記には事務局職員の山野氏を指名いたします。それで
	は、日程第1の会務報告について事務局長より会務報告の朗読並びに説明
	をお願いします。
事務局（久野）	今月の農地法第3条の規定による許可申請が8件、あっせん申出に関する件
	が2件、農用地利用計画変更に伴う意見決定が5件、農地法第4条の
	規定による許可申請に関する件が1件、農地法第5条の規定による許
	可申請に関する件が1件、非農地証明に関する件が1件です。以上で
	会務報告を終わります。
議長	それでは会務報告が終わりました。次に議案第14号「農地法第3条
	の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より説
	明並びに朗読をお願いします。
事務局（山野）	1番は那間のAさんから那間のBさんへ那間2741番4畑ほか3筆合計3,8
	48㎡の親から子への贈与です。2番は城のCさんから城のDさんへ立長
	2708番畑ほか9筆合計7,158㎡の親から子への贈与です。3番は麦屋の
	Eさんから麦屋のFさんへ麦屋109番1、麦屋122番2畑合計1,415㎡の親か
	ら子への贈与です。4番は茶花のGさんから茶花のHさんへ茶花2451番
	他3筆合計7,726㎡の親から子への贈与です。5番は那間のIさんから那
	間のJさんへ那間280番9畑73㎡の贈与です。6番は古里のKさんから古
	里のLさんへ古里638番畑1,273㎡の売買です。対価として120万円です
	7番は朝戸のMさんから朝戸のNさんへ朝戸261番3畑他2筆合計4,014
	㎡の親から子への贈与です。8番は茶花のOさんから茶花のPさんへ、
	茶花958番2畑ほか9筆合計7,750㎡の親から子への贈与です。以上で説
	明並びに朗読を終わります。
議長	説明が終わりました。関連して担当地区の委員は調査結果の報告をお

	お願いします。
長尾委員	1番の譲受人には6月18日午後4時50分ごろに畑でお会いしました。譲渡人には同日の午後6時30分に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
保委員	2番の譲受人と譲渡人には確認しました。問題ないので承認をお願いします。
遠山委員	3番の譲渡人と譲受人には6月17日の午後6時に電話で確認しました。問題ないので承認をお願いします。
山本委員	4番の譲渡人と譲受人には6月17日の午前8時50分ごろに確認しました。問題ないので承認をお願いします。
長尾委員	5番の譲受人には6月18日の午後6時20分に確認しました。譲渡人には同日の午後5時に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
内野委員（電話）	譲渡人には6月16日午後6時20分に確認しました。譲受人には同日の午後6時28分に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
原田委員	7番の譲渡人と譲受人には6月17日の午後1時30分に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
白石委員	8番の譲渡人と譲受人には6月18日の午後3時に自宅に行き確認しました。問題ないので承認をお願いします。
議長	説明が終わりました。何か意見等ございませんか。
	（意見等なし）
議長	それでは採決いたします。議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	（異議なし）
議長	議案第14号は承認いたします。次に議案第15号「あっせん申出に関する件について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局（山野）	1件目は鹿児島市の〇〇さんから立長1885番畑1,854㎡のあっせん申出が出ております。2件目は沖縄県の〇〇さんより那間731番2畑383㎡のあっせん申出が出ております。それぞれあっせん委員の決定をお願いします。

議長	1件目を山本委員と白石委員にお願いします。2件目を内野委員と長尾委員にお願いします。意見等ございませんか。
	(異議なし)
議長	それでは採決いたします。議案第15号「あっせん申出に関する件について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第15号は承認いたします。次に議案第16号「農用地利用計画変更に伴う意見決定について」議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(久野)	1件目は麦屋の〇〇さんより朝戸2498番1原野65.52㎡と朝戸2498番5畑35.14㎡に牛舎を建設したものです。転用については200㎡を超えないため許可不要です。2件目は那間の〇〇さんより那間1231番1、那間1231番3畑1,138㎡のうち192㎡を牛舎に転用するものです。転用については200㎡を超えないため許可不要です。3件目は那間の〇〇さんより那間1696番2原野566㎡に牛舎を建設するものです。転用については地目及び現況が原野であるため農地転用許可不要です。4件目は立長の〇〇さんより立長1275番地8畑333㎡に牛舎を建設するものです。現在、既に建っている場所に新たに増設しようとするもので、転用面積が200㎡を超えることから農地転用許可申請も提出していただいております。以上で説明並びに朗読を終わります。
議長	説明が終わりました。何か意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第16号「農用地利用計画変更に伴う許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第16号は承認いたします。次に議案第17号「農地法第4号の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(久野)	それでは説明いたします。立長の〇〇さんより立長1275番8畑333㎡に牛舎を建設するものです。既に建設している牛舎があるが、経営規模

	模の拡大に伴い既存の牛舎では足りないため今回申請したものです。
	10以上の農地の広がりがあるため第1種農地と判断されるが、牛舎
	堆肥舎の建設であるため不許可の例外である「農業用施設等」に該当
	するため許可相当だと思われます。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。質問等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第17号「農地法第4条の規定による
	許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	それでは議案第17号は承認いたします。次に議案第18号「農地法
	第5号の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局よ
	り説明をお願いします。
事務局(山野)	それでは説明致します。古里〇〇さんから立長〇〇さんへ古里1395番
	1、古里1394番2畑合計766㎡を親から子への所有権移転を伴う住宅地へ
	の転用申請となっております。平成31年4月15日に申請を出して
	いたが、資金の調達ができなかったため一度取り下げた案件です。
	10以上の農地の広がりがあるため第1種農地と判断されるが50m
	以内には宅地が3件以上あるため不許可の例外である「集落接続施設
	等」に該当するため許可相当だと思われます。以上で説明を終わります。
	す。
議長	説明が終わりました。質問等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第18号「農地法第5条の規定による
	許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	それでは議案第18号は承認いたします。次に「非農地証明に関する
	件について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(山野)	説明致します。古里の〇〇さんより古里2304番3畑591㎡の非農地証明
	願いが出ております。現在は宅地となっております昭和49年10月頃か
	ら宅地となっております。国土調査前から宅地となっております20年以上経過していることから承認をお願いします。

